

事故発生防止のための指針

株式会社アポケアとやま

株式会社アポケアとやま（以下、「法人」という。）は、利用者に対してより良い福祉サービスの提供を実現するために、法人が運営するすべての事業所及び施設（以下、「事業所等」という。）において事故を未然に防止し、発生した場合は速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める。

1. 基本的な考え方

事業所等において質の高いサービスを提供するために、提供するサービスに対して常に改善を行い、事故防止に努める。また、事故が発生した場合に、速やかに適切な対応が行えるよう研修（訓練）を実施し、必要な知識の習得に努める。

2. 事故発生防止委員会の設置

（1）設置の目的

法人は事業所等でのサービス提供中の事故を未然に防止するとともに、発生した事故に対しては、その後の経過対応が速やかに行われ、利用者に最善の対応を提供することを目的に、「事故発生防止委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。

（2）委員会の構成

委員会は管理者会議メンバーを委員とする。ただし、必要に応じて他の職員も出席することができる。

（3）委員会の開催

委員会は、年間計画に基づき 3 ヶ月に 1 回以上、定期的を開催するとともに、事故発生時等必要に応じて随時開催する。また、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行い、委員会を開催する。

（4）委員会の役割

① マニュアル、事故・ヒヤリハット報告書等の整備

介護事故等の未然防止のため、マニュアル、ヒヤリハット報告書、事故報告書等を整備するとともに、内容の見直しを定期的に行う。

② 事故・ヒヤリハット報告の分析及び再発防止策の検討

事故・ヒヤリハット報告を分析し、事故発生防止のための再発防止策を検討する。

③ 再発防止策の周知徹底

②によって検討された再発防止策を実施するため、職員に対して周知徹底を図る。

3. 職員研修（訓練）に関する基本方針

事故発生防止委員会を中心として事故発生防止のための職員への研修（訓練）を、以下のとおり実施する。

- （１）定期的な研修（訓練）の実施
- （２）新任職員への研修（訓練）の実施
- （３）その他必要な研修（訓練）の実施
- （４）実施した研修（訓練）についての実施内容（資料）及び出席者の記録と保管

4. 事故発生時の対応

- （１）当該利用者への対応

事故が発生した場合は、周囲の状況及び当該利用者の状況を判断し、当該利用者の安全確保を最優先として行動する。関係部署及び家族等に速やかに連絡し、必要な措置を行う。状況により、医療機関への受診等が必要な場合は、迅速にその手続きを行う。

- （２）事故状況の把握

事故の状況を把握するため、関係職員は「事故・ヒヤリハット報告書」で、速やかに報告する。

- （３）関係者への連絡・報告

事故により医療機関で治療又は入院した場合には、関係職員からの報告等に基づき、速やかに家族・介護支援専門員等に連絡をするとともに、必要に応じて保険者等へ事故の状況について報告する。

- （４）損害賠償

事故の状況により賠償等の必要性が生じた場合は、法人の加入する損害賠償保険で対応する。

5. 本指針の閲覧及び周知

本指針は、求めに応じていつでも閲覧ができるようにするとともに、法人ホームページ上で公表する。

<附則>

本指針は、令和７年９月１日から適用する。

制定日：令和７年９月１日

株式会社アポケアとやま

代表取締役 藤井 明美